

○引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途の明確化について

平成26年4月から地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収は社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度予算における引上げ分の地方消費税収及び充当経費については下記のとおりです。

歳入

科目	令和7年度予算額（千円）
地方消費税交付金	840,000
社会保障財源化分	369,600

歳出

科目	社会保障施策 経費（千円）	財源内訳（千円）		
		国県支出金等	一般財源	社会保障財源化分の 地方消費税交付金
社会福祉費	1,072,359	599,398	472,961	231,370
児童福祉費	611,416	509,298	102,118	131,947
保健衛生費	28,504	21,473	7,031	6,283
計	1,712,279	1,130,169	582,110	369,600

※人件費及び事務費は経費対象外

※歳出事業費は扶助費に要する経費